

登米市市制施行20周年記念事業 人権のつどい

市では、登米市人権擁護に関する条例の制定に伴い、市民皆様への人権尊重の理念の普及や理解を深めるため、人権啓発イベントを実施いたします

講演

人権尊重と差別のない 豊かな社会をめざして



やぶもと まさこ
講師 藪本 雅子氏

元 日本テレビアナウンサー／記者

<講師プロフィール>

早稲田大学卒業後、日本テレビに入社。ニュース「きょうの出来事」キャスターを経て報道記者へ。警視庁、厚労省などを歴任。結婚を機に退職、出産。育児の傍ら、2010年 上智大学で「メディアと人権」をテーマに研究、修士号取得。現在は、人権問題を中心に取材、執筆、講演活動を続けている。

作文朗読

全国中学生人権作文コンテスト県推薦者紹介及び作文朗読

日時 令和6年 **12**月 **1**日(日)
午後2時開演(午後1時30分開場)

登米祝祭劇場

場所 **水の里ホール・Abebisou** 大ホール

パネル
展示

人権擁護委員の活動
人権作文・人権イラストポスター
ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発

参加無料・
申込不要

お問い合わせ先

登米市役所 市民生活部市民生活課
電話 0220-58-2118 FAX 0220-58-3345

主催：登米市 後援：仙台法務局登米支局 登米人権擁護委員協議会

登米市人権擁護に関する条例を制定しました

市民一人一人が人権尊重の意識を高め、全ての市民が人権を侵害されることなく、個人として尊重され、自分らしく安心して暮らすことができる人権尊重のまちづくりを目指すため、市は、「登米市人権擁護に関する条例」を制定しました。

■基本理念

全ての市民が、生まれながらにして社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に参画することができる権利を有し、かけがえのない個人として尊重されることを基本理念としています。

■市、市民、事業者の責務

●市の責務

- ▶市民及び事業者の人権意識の高揚を図るとともに、人権擁護に関する施策を総合的に推進すること
- ▶施策の推進に当たり、関係機関等との連携に努めること

●市民の責務

- ▶社会のあらゆる場面において互いに人権を尊重し、

自らが人権尊重のまちづくりの担い手として人権意識の高揚に努めること

- ▶市が実施する人権擁護に関する施策に協力するよう努めること

●事業者の責務

- ▶事業活動に関わる全ての人の人権を尊重するとともに、人権尊重の視点に立って事業活動に取り組むよう努めること
- ▶市が実施する人権擁護に関する施策に協力するよう努めること

【問い合わせ】市民生活部市民生活課（市民総務係）

☎0220（58）2118

■施策の基本となる事項

人権に関する法律の制定状況や人権課題の動向などを踏まえて、次の事項を規定し、取り組みを進めます。

●人権侵害行為の禁止

誰であっても、理由の有無に関わらず人権を侵害する行為をしてはいけません

●相談体制の充実

誰でも安心して相談できるよう、関係機関などと連携し、相談機会の周知及び提供ならびに実情に応じた相談体制の充実に努めます

●教育・啓発活動の推進

関係機関と連携して家庭、職場、地域などのさまざまな場面や機会を捉えて人権教育や啓発活動を推進します

●登米市人権の日

本市の総括的な人権の考え方や方針を示すため、人権の日を12月1日と規定し、取り組みを推進します

人権に関する問題ご相談ください

人権相談のご利用を

毎日の生活の中で、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上の解釈が分からないため、困ったりすることがあると思います。このような場合は、一人で悩まずに法務局または支局までご相談ください。相談は無料で、相談内容についての秘密は厳守します。

人権擁護委員は身近な相談パートナー

各市町村では、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が活動しています。

全国で約14,000人（宮城県は約300人）の委員が配置され、「人権教室」の開催や「人権の花」運動の実施、地域住民の皆さんが人権について関心を持ってもらえるような人権啓発活動や法務局の人権相談所などで相談を受け付けています。

人権擁護委員は、街の相談パートナーです。相談は無料で秘密は厳守しますので、困ったことがありましたらお気軽にご相談ください。

人権擁護委員に関することについては、仙台法務局や支局、または登米市役所市民生活部市民生活課（TEL：0220-58-2118）までお問い合わせください。

人 権 相 談 窓 口

人権に関する問題はさまざまな分野に及ぶことから、相談の内容に応じた窓口が設置されています。

相談は無料で、相談内容についての秘密は守られますので、一人で悩まずご相談ください。

仙台法務局 ☎ 022 (225) 5611
みんなの人権 110 番 ☎ 0570 (003) 110
女性の人権ホットライン ☎ 0570 (070) 810
警察相談専用電話 ☎ 022 (266) 9110

仙台法務局登米支局 ☎ 0220 (52) 2070
子どもの人権 110 番 ☎ 0120 (007) 110
宮城県女性相談センター ☎ 022 (256) 0965
みやぎ夜間・休日DVホットライン ☎ 022 (725) 3660



人権相談